

○厚生労働省告示第五百九十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月二十五日

厚生労働大臣 三井 辨雄

第百二十八号中「製剤」の下に「（ただし、マラリアに用いられるものを除く。）」を加える。